

# おごおりし 小郡市こどもの権利条例 (案)

「みんなが毎日楽しく平和に暮らせるといい」

「いじめや悪口、暴力、仲間はずれがなくなってほしい」

「自分のことを勝手に決めないでほしい」

「子どもの意見や考え方を否定せずに聴いてほしい」

これは、おごおりし  
小郡市こどもたちが「おとなに伝えたいこと」として話してくれた声です。

すべての子どもは、ひとり一人がかけがえのない存在であり、生まれた時から一人の人間

として幸せに生きる権利を持っています。すべての子どもは、命が守られ、安心して育つ

権利があり、まわりの人からの愛情を受け、遊び、休み、学び、自分らしく暮らすことが

できます。すべての子どもは、自らの意志で様々な活動に参加することができ、自分のこ

とは自分で選択することができます。

しかし、心とからだの成長の途中である子どもは守られる存在でもあり、まわりのおと

ながらの支えが必要になる場合があります。そのためおとなは、子ども一人ひとりの声に耳

をかたむけ、子どもにとって最もよいことは何かを考え、行動していかなければなりません。

おごおりし  
小郡市は、全ての人が子どもの権利を守り、子ども一人ひとりが大切にされる社会づくり

をめざして目指していくために、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の考え方をもとに、こど

もの権利を大切に守っていくための基本となる考え方を定め、みんなで小郡市の子どもの

健やかな育ちを支えていくことを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

(1) こどもとは、市内に住んでいる人、市内で学んでいる人、市内で働いている人、

市内で活動している人で心とからだの成長の途中にある人をいいます。また、これら

の人と同じく、権利を認めることができます。

(2) 保護者とは、子どもの親や親の代わりにその子どもを育てる人をいいます。

(3) 市民等とは、市内に住んでいたり、市内で学んでいたり、市内で働いていたり、

市内で活動していたり、日頃から子どもの育ちに関わっていたりするすべての人や団体

をいいます。

(基本となる考え方)

第3条 こどもは、生まれた時から一人の人間として権利を持っており、生活のあらゆる

場面で、その権利が大切に守られます。

2 こどもには、社会的環境、性別、国籍、宗教、性のあり方、障がいや病気のあるな

しことなく、差別されない権利があります。

3 こどもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利も大切にし

ます。

4 おとなは、こどもが健やかに育つために、子どもの声に耳をかたむけ、こどもにとって

もっと最もよいことを第一に考え、行動します。

(安心して生きる権利)

第4条 こどもには、次のとおり、安心して生きる権利があります。

- (1) 命が大切にされ、愛情をもって大切に育てられること。
- (2) 健康な生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (3) 暴言、暴力、虐待、体罰、いじめ、仲間はずれを受けないこと。

(守られる権利)

第5条 こどもには、次のとおり、守られる権利があります。

- (1) 健やかな育ちを害するものから守られること。
- (2) プライバシーが守られ、名譽が傷つけられないこと。
- (3) まわりの人に相談ができ、必要な支援が受けられること。

(自分らしく育つ権利)

第6条 こどもには、次のとおり、自分らしく育つ権利があります。

- (1) 遊び、休み、学ぶことができること。そのために必要な環境が整えられること。
- (2) 自然、文化、芸術、スポーツなどに触れて豊かな経験ができること。
- (3) 自分らしさが認められ、自分の可能性が大切にされること。
- (4) 自分に関することは、自分で選択できること。

(意見を表し、参加する権利)

第7条 こどもには、次のとおり、自分の意見を表したり、様々な活動に参加する権利が

あります。

(1) 自分の思いや考え方などを自分らしく表現し、人に伝えること。

(2) 自分の思いや考え方などを表すために必要な情報を得ること。

(3) 自分の思いや考え方などが大切にされ、人に受け止めもらうこと。

(4) 自分の意思でさまざまな活動に参加すること。

(市の責務)

第8条 市は、子どもの権利が大切に守られるために、子ども基本法（令和4年法律第7

7号）第10条第2項にもとづき小郡市子ども計画に定める取組を行います。

2 市は、子ども、保護者、市民等の意見を聴いて、力を合わせて子どもの権利が守られ

るための体制づくりを行います。

3 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、市民等に理解してもらうための意識づ

くりを行います。

4 市は、子どもがさまざまな活動に参加したり、子どもの思いや意見を聞くことができる

機会づくりに努めます。

5 市は、地域社会全体で子どもや子育て家庭の孤立化を防止する地域づくりに努めます。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもにとって最も良いことを第一に考え、豊かな愛情を持って、

子どもが健やかに育つように努めます。

2 保護者は、必要に応じて市、市民等と力を合わせて、子どもの権利を大切に守るように

つと努めます。

(市民等の役割)

だい 第10条 市民等は、地域全体で子どもの健やかな育ちを支え、力を合わせて子どもの

権利が大切に守られるように努めます。

2 市民等は、子どもが健やかに育つことができる環境づくりに努めます。

3 市民等は、地域で子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めます。

4 日頃から子どもの育ちに関わる人や団体は、子どもが考え、遊び、学び、活動することができるよう支援し、子どもの学ぶ機会が守られるように努めます。

(子どもの権利を守るための体制)

だい 第11条 市は、子どもが不安や悩みを解消できるように相談に応じ、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。

2 市は、子どもの権利が守られていない状態が生じたときは、子ども、保護者、市民等と力を合わせて、少しでも早く子どもの権利が守られた状態へ回復できるように取組をおこないます。

(委任)

だい 第12条 この条例に定めるものほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和8年4月1日に公布し、令和8年7月1日から施行します。